

人材育成推進担当

## 議案第23号

### 港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

#### 1 背景

区は、港区職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「条例」といいます。）における防疫等業務手当の特例として、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定政令」といいます。）」第1条に規定する新型コロナウイルス感染症を引用し、当該新型コロナウイルス感染症に係る特定の業務に従事したみなと保健所職員に対して防疫等業務手当を支給しています。

令和3年2月3日に「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第25号）」が公布され、当該政令において指定政令が同月13日に廃止されたことから、条例を改正する必要があります。

<防疫等業務手当の特例の内容>

対象業務の例	支給額（日額）
・PCR検査のための検体採取 ・患者を医療機関への搬送する際の随行 等	4,000円
・患者の検体搬出入 等	3,000円
・患者等との窓口での相談、電話による相談 等	670円

#### 2 改正内容

条例で引用している指定政令における新型コロナウイルス感染症の定義規定を以下のとおり改めます。

改正案	現 行
病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症

#### 3 施行日

公布の日（令和3年2月13日に遡及して適用）